令和２年(２０２０年)２月４日
建　設　委　員　会　資　料
都　市　基　盤　部　道　路　課

無電柱化推進に向けた道路法第３７条の指定について

区では、区道の無電柱化を推進し、安全で安心なまちの実現に寄与するため道路法第３７条に基づき、新たな電柱の設置を禁止するなど道路の占用の禁止、又は制限する道路を指定したので報告する。

１　目的

災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため、新たに地上に設ける電柱の占用を禁止、又は制限する。また、このことにより区内の無電柱化を推進する。

２　指定する道路（別紙、位置図参照）

道路の種類	路線番号	指　定　区　域	指定延長	備　考
特別区道	主幹４号	中野区本町四丁目３６番～中野区本町四丁目４４番	３９０ｍ	鍋屋横丁通り
特別区道	１４-９１０	中野区弥生町三丁目１番～中野区弥生町一丁目４２番	１５０ｍ	避難道路２号
特別区道	１４-１１７０	中野区弥生町三丁目７番～中野区弥生町三丁目５番	２１７ｍ	避難道路５号
特別区道	１４-１１８０	中野区弥生町三丁目３５番～中野区弥生町三丁目７番	１６０ｍ	避難道路６号
特別区道	１４-８８０	中野区弥生町二丁目１７番～中野区弥生町一丁目５０番	３２８ｍ	避難道路７号

３　占用を禁止し、又は制限する物件

新たに、地上に設ける電柱（新設の禁止を開始する日より前に占用を認めた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、やむを得ない事情があり、直ちに道路区域外に用地の確保ができないと認められる場合は、期限を定めて仮設の電柱の設置を認める。

４　施行日

令和２年２月５日

５　今後の予定

令和２年２月５日　　区ホームページ掲載

別紙

位　置　図（　１／２　）

指定する道路　：路線番号　１４－　９１０　避難道路２号

路線番号　１４－１１７０　避難道路５号

路線番号　１４－１１８０　避難道路６号

路線番号　１４－　８８０　避難道路７号

S=1:5,000

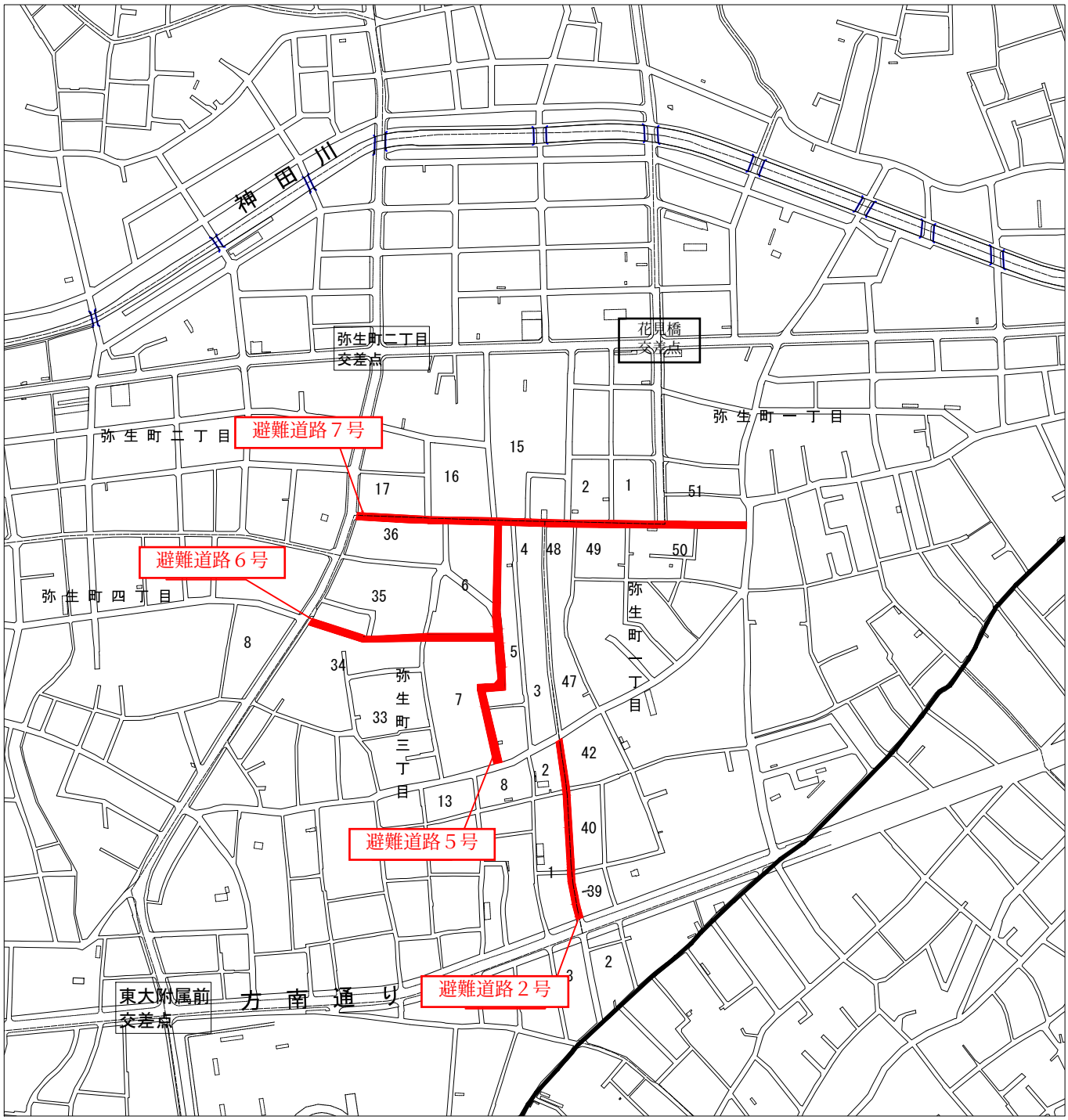

別紙

位　置　図（　2／2　）

指定する道路　：路線番号 主幹４号　　鍋屋横丁通り
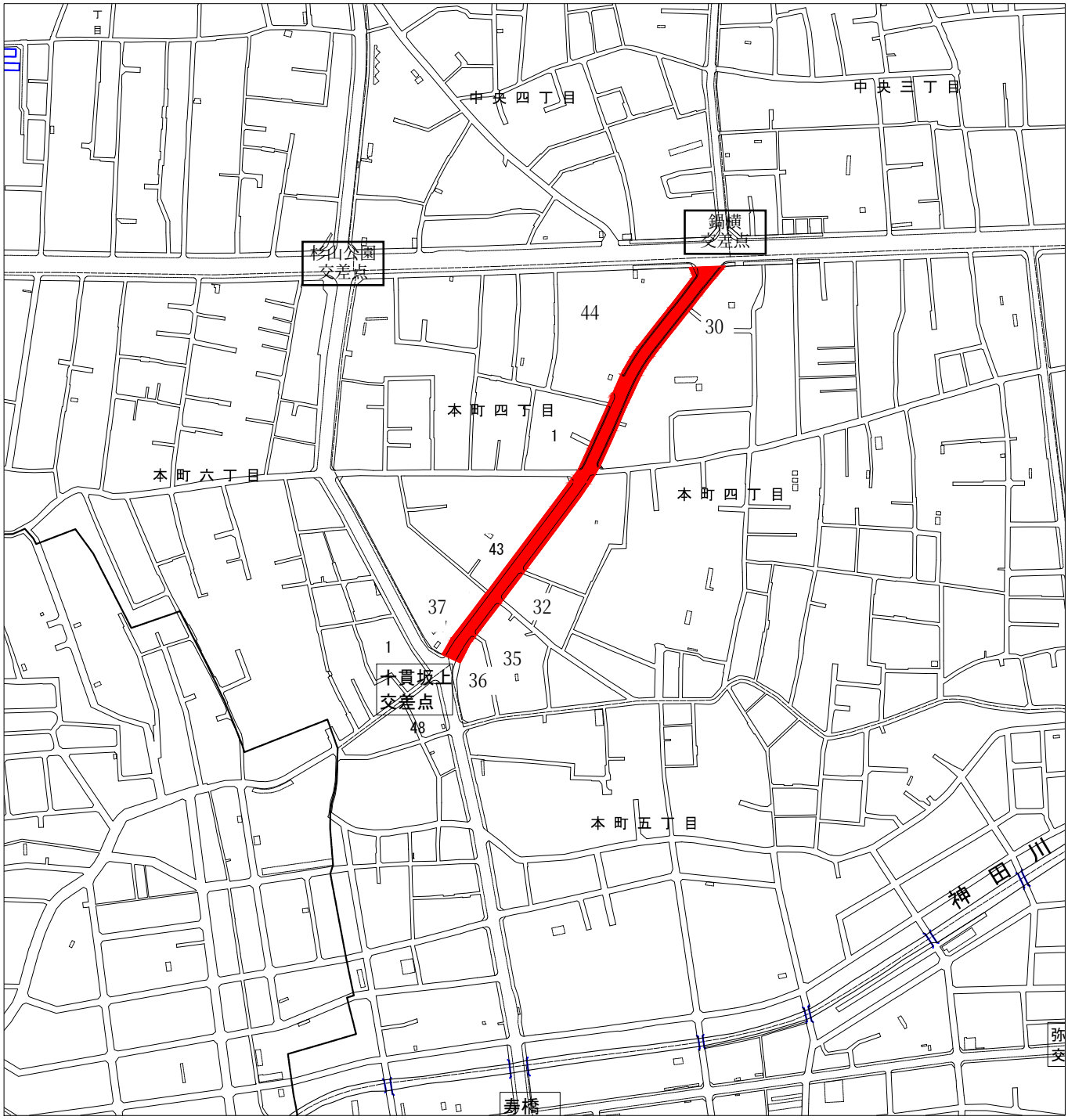
S=1:5,000